

環境確保条例及び同施行規則

(第三節 土壌及び地下水の汚染の防止)

環境確保条例	同施行規則
<p>(土壌汚染対策指針の作成等)</p> <p>第113条 知事は、有害物質に汚染された土壌からの有害物質の大気中への飛散又は土壌汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、土壌汚染の調査及び対策に係る方法等を示した指針（以下「土壌汚染対策指針」という。）を定め、公表するものとする。</p>	
<p>(汚染土壌の処理に関する命令)</p> <p>第114条 知事は、工場又は指定作業場を設置しているもので、有害物質を取り扱い、又は取り扱った者（以下「有害物質取扱事業者」という。）が、有害物質により土壌を汚染したことにより大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対して、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染処理の計画書（以下「汚染処理計画書」という。）を作成し、これに基づき、当該工場又は指定作業場の敷地内の汚染土壌の処理をすることを命ずることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。</p> <p>2 前項の命令を受けた有害物質取扱事業者は、前項の規定により作成した汚染処理計画書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により汚染処理計画書の提出をした有害物質取扱事業者は、汚染の処理が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(汚染処理計画書)</p> <p>第53条 条例第114条第1項及び第115条第2項に規定する汚染処理計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 汚染の状況 二 汚染処理の区域 三 汚染処理の方法 四 汚染処理の開始及び終了の時期 五 汚染処理の期間中の環境保全策 六 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法 <p>2 条例第114条第2項（第115条第3項の規定において準用する場合を含む。）に規定する汚染処理計画書の提出は、別記第30号様式による汚染処理計画書提出書によらなければならない。</p> <p>(汚染処理又は汚染拡散防止措置の完了届)</p> <p>第54条 条例第114条第3項（第115条第3項の規定において準用する場合を含む。）に規定する汚染処理の完了の届出並びに第116条第3項及び第117条第4項に規定する汚染拡散防止措置の完了の届出は、別記第31号様式による汚染処理（汚染拡散防止措置）完了届出書によらなければならない。</p>
<p>(地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等)</p> <p>第115条 知事は、有害物質による地下水の汚染が認められる地域がある場合は、当該地域内</p>	<p>(汚染状況の調査)</p> <p>第55条 条例第115条第1項、第116条第1項及び第117条第2項に規定する土壌の汚染状況の調査は、次に掲げる事項（条例第1</p>

<p>の有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき規則で定めるところにより、その敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を報告するよう求めることができる。</p> <p>2 知事は、前項の調査結果により、当該敷地内の土壌の有害物質の濃度が規則で定める基準（以下「汚染土壌処理基準」という。）を超える場合で、知事が行う周辺の地下水の水質調査の結果等により、当該土壌汚染が当該地下水汚染の原因であると認められるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染処理計画書を作成し、これに基づき、当該敷地内の汚染土壌の処理をすることを命ずることができる。</p> <p>3 前条第2項及び第3項の規定は、前項により命令を受けた有害物質取扱事業者について準用する。</p>	<p>15条第1項に規定する調査の場合は、第3号及び第4号を除く。）について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第32号様式による土壌汚染状況調査報告書によらなければならない。</p> <p>一 有害物質の使用及び排出の状況 二 有害物質による土壌等の汚染状況 三 地下水等の状況 四 今後の土地の利用計画</p> <p>（汚染土壌処理基準）</p> <p>第56条 条例第115条第2項に規定する規則で定める基準は、別表第12の上欄に掲げる有害物質の種類に応じ、当該下欄に掲げる基準値とする。</p>
<p>（工場又は指定作業場の廃止又は建物除却時の義務）</p> <p>第116条 有害物質取扱事業者は、工場若しくは指定作業場を廃止し、又は当該工場若しくは指定作業場の全部若しくは主要な部分を除却しようとするときは、廃止又は除却をしようとする日の30日前までに、土壌汚染対策指針に基づき規則で定めるところにより、当該工場又は指定作業場の敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の調査の結果、当該敷地内の土壌の有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていると認めるときは、当該有害物質取扱事業者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該敷地内の汚染土壌の拡散を防止するための計画書（以下「汚染拡散防止計画書」という。）を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとることを命ずることができる。この場合において、当該有害物質取扱事業者が当該敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。</p> <p>3 前項の命令を受けた有害物質取扱事業者は、同項の規定により作成した汚染拡散防止計画書を知事に提出するとともに、汚染の拡散の防</p>	<p>（汚染拡散防止計画書）</p> <p>第57条 条例第116条第2項及び第117条第3項に規定する汚染拡散防止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 汚染の状況 二 汚染の拡散防止の区域 三 汚染の拡散防止の方法 四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期 五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策 六 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法</p> <p>2 条例第116条第3項及び第117条第3項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、別記第33号様式による汚染拡散防止計画書提出書によらなければならない。</p>

<p>止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、有害物質取扱事業者が土壌汚染の調査又は汚染の拡散防止の措置を行わずに第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡（借地の場合にあつては当該土地の返還をいう。以下同じ。）をしたときは、譲渡を受けた者が土壌汚染の調査又は汚染の拡散の防止の措置を講じなければならない。</p>	
<p>（土地の改変時における改変者の義務）</p> <p>第117条 規則で定める面積以上の土地において行う土地の切り盛り、掘削等規則で定める行為（以下「土地の改変」という。）を行う者（以下「土地改変者」という。）は、土壌汚染対策指針に基づき、当該土地の改変を行う土地における過去の有害物質の取扱事業場の設置状況等規則で定める事項について調査し、その結果を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の調査の結果、当該土地の土壌が汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、土地の改変者に対し、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該土壌の汚染状況を調査し、その結果を報告するよう求めることができる。</p> <p>3 土地改変者は、前項の調査の結果、当該土地の土壌の有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていることが判明したときは、土地の改変に伴う汚染の拡散等を防止するため、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染拡散防止計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>4 前項により汚染拡散防止計画書の提出をした土地改変者は、前項の汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>（土地の改変時の調査等）</p> <p>第58条 条例第117条第1項に規定する規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。</p> <p>2 条例第117条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成 二 建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更 <p>3 条例第117条第1項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第34号様式による土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴 二 有害物質の使用、排出等の状況
<p>（記録の保管及び承継）</p> <p>第118条 有害物質取扱事業者、第116条第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者は、この節の規定に基づき実施した調査及び処理について記録を作成し、保管しておかななければならない。</p> <p>2 有害物質取扱事業者、第116条第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び</p>	

<p>土地改変者が、土壌汚染の調査又は汚染土壌の処理若しくは拡散の防止の措置を行った土地を譲渡するときは、前項の記録を当該土地の譲渡を受ける者に確実に引き継がなければならない。</p>	
<p>(調査及び処理等に係る指導及び助言) 第119条 知事は、有害物質取扱事業者、第116条第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡を受けた者及び土地改変者がこの節の規定に基づき行う汚染土壌の調査及び処理等に関し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。</p>	
<p>(勧告) 第120条 知事は、第114条から第117条までの規定(第114条第1項、第115条第1項及び第2項、第116条第2項並びに第117条第2項の規定を除く。)に違反している者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事項を是正するため必要な措置をとることを勧告することができる。</p>	
<p>(費用の負担) 第121条 第116条第4項及び第117条の場合において、有害物質取扱事業者から、第116条第1項の廃止若しくは除却に係る土地の譲渡を受けた者又は土地の改変者が、土壌汚染の調査又は拡散防止の措置等に要した費用を、当該汚染をした者に請求することを妨げるものではない。</p>	
<p>(適用除外) 第122条 第113条から前条までの規定は、次に掲げる土壌については適用しない。 一 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する農用地の土壌 二 汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所の土壌 三 前号に掲げるものほか、法令により有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地の土壌</p>	

(平成29年4月1日より) 別表第十二 汚染土壌処理基準(第五十六条関係)

有害物質の種類	基準値	
	溶出量(単位 検液一リットルにつき ミリグラム)	含有量(単位 土壌一キログラム につきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇一	カドミウムとして 一五〇
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	遊離シアンとして 五〇
三 有機 ^{りん} 化合物	検液中に検出されないこと。	
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・〇一	鉛として 一五〇
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・〇五	六価クロムとして 二五〇
六 砒 ^び 素及びその化合物	砒素として 〇・〇一	砒素として 一五〇
七 水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	水銀として 〇・〇〇〇五	水銀として 一五
八 アルキル水銀化合物	検液中にアルキル水銀が検出され ないこと。	
九 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
十 トリクロロエチレン	〇・〇三	
十一 テトラクロロエチレン	〇・〇一	
十二 ジクロロメタン	〇・〇二	
十三 四塩化炭素	〇・〇〇二	
十四 一・二—ジクロロエタン	〇・〇〇四	
十五 一・一—ジクロロエチレン	〇・一	
十六 シス—一・二—ジクロロエ チレン	〇・〇四	
十七 一・一・一—トリクロロエ タン	一	
十八 一・一・二—トリクロロエ タン	〇・〇〇六	
十九 一・三—ジクロロプロペン	〇・〇〇二	
二十 チウラム	〇・〇〇六	
二十一 シマジン	〇・〇〇三	
二十二 チオベンカルブ	〇・〇二	
二十三 ベンゼン	〇・〇一	
二十四 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・〇一	セレンとして 一五〇
二十五 ほう素及びその化合物	ほう素として 一	ほう素として 四、〇〇〇
二十六 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 〇・八	ふっ素として 四、〇〇〇
二十七 塩化ビニルモノマー	〇・〇〇二	

備考

- 一 溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量をいい、含有量とは土壌に含まれる有害物質の量をいう。
- 二 基準値は、溶出量にあつては土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第三項第四号、含有量にあつては同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 三 「検出されないこと」とは、二に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 四 有機^{りん}化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

工場・指定作業場一覧表

別表第一 工場(第2条関係)

1	定格出力の合計が <u>2.2kW</u> 以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場 (レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。)	
2	定格出力の合計が <u>0.75kW</u> 以上 <u>2.2kW</u> 未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場	1 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
		2 印刷又は製本
		3 印刷用平板の研磨又は活字の鋳造
		4 金属の打ち抜き、型絞り又は切断 (機械鋸を使用するものを除く。)
		5 金属やすり、針、釘、鋌又は鋼球の製造
		6 ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
		7 金属箔又は金属粉の製造
		8 つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
		9 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
		10 動物質骨材(貝殻を含む。)、木材(コルクを含む。)又は合成樹脂(エポナイト及びセルロイドを含む。)の研磨
		11 ガラスの研磨又は砂吹き
		12 レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造 (レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。)
		13 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
		14 液体燃料用のバーナーの容量が 1 時間あたり 20L 以上又は火格子面積が 0.5 m ² 以上の炉を使用する食品の製造又は加工
3	次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場	1 金属線材(管を含む。)の引抜き
		2 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
		3 厚さ 0.5mm 以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋌打ち
		4 ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
		5 塗料、染料又は絵具の吹付け
		6 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
		7 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
		8 ドライクリーニング
		9 テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
		10 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製
		11 たんぱく質の加水分解
		12 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
		13 石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
		14 電気分解又は電池の製造
		15 床面積の合計が 50 m ² 以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
		16 ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
		17 発電の作業

	18	金属の溶融又は精錬 (貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。)
	19	金属の鍛造、圧延又は熱処理
	20	溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
	21	塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
	22	印刷用インク又は絵具の製造
	23	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゆう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
	24	電気用カーボンの製造
	25	墨、懐炉灰又はれん炭の製造
	26	動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
	27	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
	28	肥料の製造
	29	ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
	30	ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
	31	セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
	32	硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
	33	ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
	34	有機薬品の合成
	35	火床面積が 0.5 m ² 以上又は焼却能力が一時間当たり 50kg 以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
	36	油缶その他の空き缶の再生
	37	金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
	38	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
	39	羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
	40	紙又はパルプの製造
	41	写真の現像
	42	有害ガスを排出する物の製造又は加工
	43	有害物質を排出する物の製造又は加工

別表第二 指定作業場(第 2 条関係)

1	レディミクストコンクリート製造場 (建設工事現場に設置するものを除く。)
2	自動車駐車場(自動車等の収容能力が 20 台以上のものに限る。)
3	自動車ターミナル(事業用自動車を同時に 10 台以上停留させることができるものに限る。)
4	ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド(一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 23 号に規定する設備を有する事業所をいう。)
5	自動車洗車場(スチームクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。)
6	ウエスト・スクラップ処理場 (建場業(収集人から再生資源(古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。)を集荷する業をいう。)、消毒業(再生資源を消毒する業をいう。))及び選分加工業(再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。)に係るものを除く。)

7	<p>廃棄物の積替え場所又は保管場所 (前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和45年法律137号)第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。)</p>
8	セメントサイロ(セメント袋詰め作業が行われるものに限る。)
9	材料置場(面積が100㎡以上のものに限る。)
10	死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)
11	と畜場
12	<p>畜舎 (豚房の総面積が50㎡以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200㎡以上又は鶏の飼養規模が1000羽以上のものに限る。)</p>
13	青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
14	工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
15	臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
16	めん類製造場
17	<p>豆腐又は煮豆製造場 (原料豆の湯煮施設を有するものに限る。)</p>
18	砂利採取場(砂利の洗浄のみを行うものを含む。)
19	洗濯施設を有する事業場
20	廃油処理施設を有する事業場
21	汚泥処理施設を有する事業場
22	<p>し尿処理施設 (建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。) を有する事業場</p>
23	<p>工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場 (次号に掲げるものを除く。)</p>
24	下水処理場(下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。)
25	<p>暖房用熱風炉 (熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。) を有する事業場</p>
26	<p>ボイラー (熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B8201及びB8203伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5㎡未満のもの(いおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が10㎡未満のもの)を除く。) を有する事業場</p>
27	<p>ガスタービン (燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり50L未満のもの及び非常用のものを除く。)、 ディーゼル機関 (燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり5L未満のもの及び非常用のものを除く。) 又はガソリン機関 (燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり5L未満のもの及び非常用のものを除く。) を有する事業場</p>
28	<p>焼却炉 (火床面積が0.5㎡未満であって焼却能力が1時間当たり50kg未満のものを除く。) を有する事業場</p>
29	冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有

	する事業場及び浴室の床面積の合計が 150 m ² を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
30	水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場 (これらの浄水能力が一日当たり 10000m ³ 未満の事業所に係るものを除く。)
31	病院(病床数 300 以上を有するものに限る。)
32	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。))に関する研究、試験、検査を行う事業場(国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。)